

【74 例目】群馬県（桐生市）における 豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

（１）農場の概況

- ① 当該農場は、山裾に位置する繁殖経営農場で、農場の周辺には雑木林や畑が存在していた。
- ② 農場周囲では野生イノシシの生息が確認されており、本年 1 月には約 0.6 km 地点で、2 月には約 1.5km 地点で野生イノシシの感染が確認されていた。
- ③ 系列の肥育農場と隣接していたが、飼養管理者は異なっており、衛生管理区域は柵により明確に区分されていた。飼養管理者によると、当該農場と系列の肥育農場はたい肥運搬車両を共用していたが、各農場に出入りする際は車両消毒を実施しており、同日に 2 つの農場に出入りすることはないとのこと。

（２）飼養衛生管理関係

- ① 従業員や飼料業者は農場立入時に農場専用の長靴、作業着に着替え、手指消毒、踏み込み消毒を実施していた。
- ② 当該農場では、農場主 1 名と従業員 2 名の計 3 名が飼養豚の管理に従事していた。飼育ステージ毎に担当を固定していたが、担当従業員が休みの場合には、担当と異なる豚舎で作業をすることがあった。離乳舎は農場主が担当していた。
- ③ 各豚舎への立入り時に踏み込み消毒と長靴の交換、手指消毒を実施していた。
- ④ 飼料等の輸送車両が農場に入る際には、農場入口の動力噴霧器で車両消毒を行い、運転手は農場専用の長靴、作業着を着用し、手指消毒を実施していた。運転手が豚舎に入ることはなかった。
- ⑤ 繁殖候補豚を育成舎から種付け舎へ移動する際は、動力噴霧器で消毒した地面を歩かせていた。離乳豚を分娩舎から離乳舎へ、また母豚を分娩舎からストール舎へ移動する際は、ケージで運搬していた。ケージは使用前に洗浄・消毒されていた。
- ⑥ 農場では主にパイプラインで自動給餌していたが、離乳舎では

自動給餌に加え、一部の飼料をタンクから給餌車で飼料を運んで手給餌していた。給餌車が豚舎に出入りする際、車輪の消毒を実施していた。

- ⑦ 飼養豚への給与水は、井戸水を使用しており、水質検査を年1回程度実施していた。
- ⑧ 糞尿は固液分離され、糞は農場内のコンポストでたい肥化し、周辺農場に販売していた。汚水は浄化槽により処理していた。
- ⑨ たい肥舎には防鳥ネットが設置されていた。
- ⑩ 死体はコンポストでたい肥化していた。

(3) 野生動物関連

- ① 衛生管理区域の周囲は、ワイヤーメッシュ柵で区分されていた。農場出入口には門が設置され、使用時以外は閉鎖されていた。
- ② 飼養管理者によれば、農場近隣ではイノシシが、農場敷地内では、ネコが確認されたことがあるとのこと。調査時、ワイヤーメッシュ柵の外側で地面の掘り返し痕といった野生動物の痕跡が確認された。
- ③ 離乳舎はウインドレス、その他は開放豚舎で、開放豚舎では冬季はロールカーテンを閉め切っていた。離乳舎及び分娩舎以外の畜舎内においてはネズミを確認することがあることから、対策としてウインドレスの離乳舎を除く各豚舎に殺鼠剤を設置しているとのこと。

(4) 臨床症状の経過

- ① 当該農場では令和元年12月に初回の豚熱ワクチン接種が実施されており、その後、基本的に2週ごとに豚熱ワクチン接種が実施されていた。
- ② 本年11月20日に管理獣医師がワクチン接種のため来場し、発生豚舎で元気消失、発育不良、呼吸器症状等が見られたことから、細菌性疾病を疑い、11月21日から抗生物質の投与を開始した。その後も死亡が継続し、11月25日に複数の豚房で元気消失している豚が散見されたことから管理獣医師に相談し、管理獣医師が解剖したところ、腎臓の点状出血等が確認されたことから、家畜保健衛生所に通報し、病性鑑定を実施した。

- ③ 患畜が収容されていた豚舎は調査時に殺処分済であったが、隣接する離乳舎の飼養豚で2頭の死亡と複数豚の元気消失を確認した。

(以上)